

# 告 示

## 埼玉県告示第百六十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一七―十六―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県三郷市花和田字上井堀外、字助野、字木ノ下の各一部

埼玉県三郷市谷口字助野、字木之下の各一部

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万二千四百四十六立方メートル